

監事監査報告書

平成30年 5月 16日

社会福祉法人 はるかぜ会
理事長 堀川 弥生 様

監事 原 啓尊  
監事 櫻井 博邦 

私たちは、社会福祉法第40条の規定に基づき、平成29年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)における理事の業務執行の状況及び財産の状況について監査を行い、その結果を次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 業務監査のため、理事及びその執行部門から業務の報告の聴取、理事会議事録等の重要書類の閲覧、その他必要と認めた方法を用いて理事の業務執行の妥当性を検討した。
- (2) 会計監査のため、平成30年5月16日貴職から提出された事業報告書・資金収支計算書・貸借対照表及び財産目録について、帳簿書類の閲覧及び照合、理事並びに関係部門から報告聴取、その他必要と認めた方法を用いて決算書類の正確性を調査した。

2 監査結果

- (1) 理事の業務執行は、法令又は定款に従い、適法に行われており、指摘すべき不正の点はないと認める。
- (2) 業務報告は真実であり、業務の経過その他は法人の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表及び財産目録は社会福祉法人指導指針に準拠し、法令又は定款に従い、法人の財産状況及び収支の状況を正しく示しているものと認める。